

回 答 書

令和7年7月28日

令和7年度 岸和田市イメージアップ事業業務委託にかかる公募型プロポーザルに関して提出されました質疑に対し、以下のとおり回答します。

	質問の内容	回答
①	まちミーティングや講座の開催回数について、指定する回数（〇回以上）、または回数の考え方があれば教えてください。	各1回以上とします。ただし、本市の魅力を学ぶための講座に関しては、まちミーティング内で開催することも可能とします。
②	講座で貴市の施設を利用する場合、費用はかかりますでしょうか。	本市の施設を利用する場合の費用に関しては、各施設の利用料のとおりとなります。（減免手続きが可能な場合はこちらで申請いたします。）
③	仕様書6.(1)③ まちミーティングについて、対面ではなく、オンラインやオンデマンドでの実施は可能でしょうか。また対面以外の場合は参加人数に含みますでしょうか。	オンラインやオンデマンド等、対面以外による方法のみでの実施は不可とします。対面での開催と併せて実施いただくことは可能ですが、対面以外の方法による場合は、達成指標の参加人数には含めないものとします。
④	仕様書6.(1)(2) まちミーティングおよび貴市の魅力を学ぶための講座について、参加者の居住地は岸和田市である必要がありますでしょうか。	岸和田市民を中心としますが、全員が岸和田市民である必要はありません。目安として参加者の70%以上が岸和田市民となるようにお願いします。 ※今回のまちミーティングにおいて岸和田市民とは、本市に在住・在勤・在学する者とします。
⑤	仕様書6.(3)① 情報発信講座において、「講師を複数提案すること。」とありますが、講師採用人数は1名の認識でよろしいでしょうか。	1名という認識で問題ございません。もちろん、実施要領記載の予算額の範囲内であれば、複数名採用することも問題ございません。
⑥	仕様書6.(4)③ 「賞金の総額10万円程度」は、事業者が負担するものとして見積書に入れておくという理解で問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおり
⑦	仕様書6.(4)⑦ イベント実施にあたり既存の貴市Instagramアカウント・LINEアカウントの利用は可能でしょうか。 また、使用させていただく上で費用はかかりますでしょうか。	利用可能です。ご利用にあたって、本市に対する費用は発生しません。ただし、利用頻度や利用範囲、利用方法等については相談のうえ調整いただく場合がございます。